

知多市火災予防条例（少量危険物・指定可燃物関係）の運用について

知多市火災予防条例（昭和48年知多市条例第19号 以下「条例」という。）の運用については、下記のとおりである。

平成17年12月1日

令和6年4月1日 改正

記

第4章第1節関係

第1 運用上の留意事項

1 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う設備が次の条件のいずれかに適合して建築物内に設置される場合には、当該場所を一の貯蔵又は取扱場所として差し支えないものとする。

(1) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲に幅3メートル以上の空地（以下「屋内空地」という。）が保有されていること。ただし、当該設備から3メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。なお、屋内空地については、他の少量危険物の貯蔵又は取扱場所と共有することは認められない。

(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されていること。

2 消費施設とサービスタンクについては、屋内、屋外を問わず一対で一の施設として差し支えないものとする。なお、この場合の危険物の貯蔵取扱量は、消費又は貯蔵のうち指定数量の倍数の大きい方で算定するものとし、消費量については、機器の1時間あたりの消費量に稼働時間を乗じて算定するが、非常用自家発電設備の稼働時間を2時間未満とす

ることはできないものとする。

第2 個別的事項

1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（第30条関係）

(1) 一般家庭で使用される危険物（指定数量の5分の1未満の危険物）についても、本条の規制を受けるものである。

(2) 火気を使用するときは、次のすべての条件を満たすこと。（第1号）

ア 通風若しくは換気を行い又は区画を設ける等の措置により、適切に管理されていること。

イ 安全な場所であること。

ウ 安全な方法であること。

(3) 危険物と危険物以外の物品を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合は、1メートル以上の火災予防上適当な距離を確保し、それぞれが区分して整理されていること。（第2号）

(4) 危険物の漏れ等の防止措置については、貯蔵又は取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受け皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等とする。（第3号）

(5) 危険物を収納する容器については、原則、危険物の品名及び危険等級に応じ、危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）別表第3又は第3の2に規定するものを使用すること。（第4号）

(6) 危険物を収納した容器の転落若しくは転倒の防止措置については、容器を収納する棚等を建築物の壁又は床面に固定するとともに、有効な柵を設ける又は容器に滑り止めをつける等の措置とする。（第6号）

2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準（第31条の2第1項関係）

(1) 危険物等の廃棄については、焼却、中和又は希釈等、廃棄する危険物等の性質に応じた方法で行うこと。（第2号）

(2) 危険物の遮光又は換気については、次のとおりとする。(第3号)

ア 遮光又は換気を必要とする場所は、第1類、第3類の自然発火性物質、第4類の特殊引火物や乾性油(動植物油類)、第5類又は第6類の危険物のように、揮発性が高いもの、自然発火の危険性があるもの、酸化又は分解しやすいものを貯蔵し、又は取り扱う場所とする。

イ 換気は、危険物の引火点等に応じ自然換気設備又は強制排出設備とする。

(3) 危険物の温度等を監視するためのその他の計器については、液面計、流量計、回転計又は電流計等とする。(第4号)

(4) 火花を発する機械器具については、次に掲げるものとする。(第7号)

ア 溶接又はグラインダーがけ等の作業に伴い、必然的に火花を発するもの。

イ 電熱器又は暖房機器等、高温部を有するもの。

ウ スイッチ又はモーター等で火花を発するもの(防爆構造のものは除く)。

(5) 危険物の温度が局部的に上昇しない方法については、次のとおりとする。(第10号)

ア 直火を用いない方法。

イ 熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法。

ウ 熱源の分布又は被加熱物の分布に片寄りを生じさせない方法。

(6) 危険物を詰め替える場合の防火上安全な場所については、不燃材料で区画された場所等とする。(第11号)

(7) 吹付塗装作業を行う安全な場所については、次のとおりとする。

(第12号)

ア 屋外であって、火源等から安全と認められる距離がある場所。

イ 屋内であって、火源等から安全と認められる距離があり、かつ、周壁の2方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風

又は換気が行われている場所。

ウ 屋内の区画された場所であって、次のすべての条件を満たすもの。

(ア) 隔壁は、不燃材料で造られていること。

(イ) 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。

(ウ) 区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。

エ 屋内において有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所。

(8) 焼入れ作業における危険物が危険な温度に達しないようにする方法については、次のとおりとする。(第13号)

ア 焼入油の容量を十分にする方法。

イ 循環冷却装置を用いる方法。

ウ その他の方法。

(9) バーナーの逆火防止及び燃料危険物の流出防止の方法については、次のとおりとする。(第15号)

ア バーナーの逆火防止の方法。

(ア) バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を除去する方法。

(イ) バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法。

(ウ) その他の方法。

イ 燃料危険物の流出防止の方法。

(ア) 燃料をポンプで供給している場合の戻り管を設置する方法。

(イ) 炎監視装置により、バーナーの不着火時に燃料供給を停止する方法。

(ウ) その他の方法

(10) 危険物の収納又は詰替容器で、危規則の別表第3と第3の2と同等以上であると認められる容器については、総務大臣が貯蔵若しくは取扱いの安全上これと同等と認めて告示した容器(危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(以下「危告示」という。))第6

8条の2の2に定める容器)とする。また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵及び取扱いが火災予防上安全であると認められるときは、第34条の3の基準の特例を適用できるものとする。(第16号)

(11) 容器の積み重ね高さについては、最下段の容器の底部から最上段の容器の上部までの高さとする。(第17号)

3 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準(第31条の2第2項関係)

(1) 標識及び掲示板については、知多市火災予防条例施行規則第4条によるほか、次のとおりとする。(第1号)

ア 移動タンク以外は、貯蔵又は取扱場所ごとに設けること。ただし、同一防油堤内に屋外タンクを複数設置する場合は一の貯蔵場所とする。また、建築物内に貯蔵又は取扱場所を設ける場合は、当該建築物の主要な出入口付近にも設置すること。

イ 移動タンクの標識は、車両の前後から見やすい位置に設けること。

ウ 移動タンクの危険物の類、品名、最大数量の表示は、タンク後部の鏡板又は移動タンク後部の右下側に直接記載しても差し支えないものとする。ただし、移動タンクの構造上、当該位置に表示することができないものにあつては、後面の見やすい箇所に表示することができるものとする。

エ 文字は、容易に消えることがないものであること。

オ 標識及び掲示板の材質は、金属板又はアクリル板等の難燃材料以上のものとする。

(2) 危険物の漏れ、あふれ、又は飛散を防止することができる構造については、通常の使用条件に対し、十分に余裕をもった容量、強度、性能等を有するように設計されているもの等とする。なお、危険物の漏れ等を防止するための附帯設備は、戻り管（自然流下によるものは、給油管の口径のおおむね1.5倍以上の口径が必要）、逆止弁、オーバーフロー管、フロートスイッチと連動した警報器、囲い、受け皿等とする。（第2号）

(3) 加熱又は乾燥設備の直火については、可燃性気体等を燃料とする火気又は露出したニクロム線を用いた電気加熱等とし、直火以外の方法には、水蒸気、温湯、熱媒体、熱風等がある。なお、火災を防止するための附帯設備については、次のとおりとする。（第4号）

ア 温度を自動的に制御できる装置又は機構

イ 引火又は溢流着火を防止できる装置又は機構

ウ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構

(4) 加圧設備等に設ける有効な安全装置については、次のとおりとする。（第5号）

ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの

ウ 警報装置で安全弁を併用したもの

エ 破壊板

(5) 静電気が発生するおそれのある設備については、第4類の特殊引火物、第1石油類及び第2石油類の危険物を取り扱う設備及び混合装置、充填装置等の可燃性微粉等の危険物を取り扱う設備とする。なお、静電気を有効に除去する装置については、次の方法によるものとする。（第8号）

ア 接地による方法

(ア) 危険物を取り扱う場合、静電気が発生するおそれのある設備に関連して設けられる機械設備及び装置（配管を含む）は、すべて互いに導線で接続して接地してあること。

(イ) 帯電すると認められる危険物を移送する配管をジョイントで接続する場合又は配管の接続部に不導体を使用した場合は、接続する相互の配管を導線で接続して接地してあること。

(ウ) 固定した機械設備及び装置の接地導線は、直径1.6ミリメートル以上のものであること。

(エ) 接地抵抗値は、電動機その他の電気機器又は配線等の電気設備からの漏電による災害防止も考慮し、100オーム以下とすること。

イ 湿度管理による方法

(ア) 帯電体が吸湿性のあるものに限られること。

(イ) 恒湿装置は、調湿装置又は噴霧ノズルを用いたものであること。

(ウ) 空気中の相対湿度を70パーセント以上とし、帯電量が極大するおそれのある相対湿度60パーセント付近を避けたものとする。

ウ 空気をイオン化する方法

空気をラジオアイソトープ又は高電圧発生機によるコロナ放電等によりイオン化し、空気に伝導性を与え静電気を除去するもの。

(6) 配管の基準については、次のとおりとする。（第9号）

ア 設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有する配管は、鋼製その他の金属製のもので、次に掲げるとおりとする。ただし、金属製以外のものであっても、所要の性能を有するもの（例えば、平成10年3月11日付け消防危第23号運用基準の強化プラスチック製配管）は使用できるものとする。

規格番号	種類	記号
J I S G 3 1 0 1	一般構造用圧延鋼材	S S

J I S G 3 1 0 3	ボイラー、圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	S B S B - M
3 1 0 6	溶接構造用圧延鋼材	S M
3 4 5 2	配管用炭素鋼鋼管	S G P
3 4 5 4	圧力配管用炭素鋼鋼管	S T P G
3 4 5 5	高圧配管用炭素鋼鋼管	S T S
3 4 5 6	高温配管用炭素鋼鋼管	S T P T
3 4 5 7	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	S T P Y
3 4 5 8	配管用合金鋼鋼管	S T P A
3 4 5 9	配管用ステンレス鋼管	S U S - T P
3 4 6 0	低温配管用鋼管	S T P L
4 3 0 4	熱間圧延ステンレス鋼板	S U S - H P
4 3 0 5	冷間圧延ステンレス鋼板	S U S - C P
4 3 1 2	耐熱鋼板	S U H - P
J I S H 3 3 0 0	銅及び銅合金継目無管	C - T、C - T S
3 3 2 0	銅及び銅合金溶接管	C - T W、C - T W S
4 0 8 0	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A - T E S、A - T D A - T D S、A - T E
4 0 9 0	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A - T W、A - T W S
4 6 3 0	チタン及びチタン合金の継目無管	T T P

イ 配管の水圧試験は、設置者等の責任において実施するものとし、その結果を、別添様式第1「少量危険物・指定可燃物配管耐圧試験結果書」で報告すること。なお、水以外に試験で用いるものとして、不燃性の液体では水系の不凍液、また不燃性の気体では窒素ガスが一般的に使用される。

ウ 火災等による熱によって容易に変形するおそれがない配管は、アに掲げる鋼製その他の金属製のものとする。なお、強化プラスチック製配管などの金属製以外のものについては、地下に直接埋設するか、又はコンクリート製の地下ピットに鋼製のふたを設けたものに設置する必要があるものとする。

エ 配管の外面の腐食防止措置は、次のとおりとする。

(ア) 危規則第13条の4に準じた措置

(イ) (ア)と同等以上の腐食を防止できる措置

オ 漏洩点検口は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 大きさは、フランジ式継手等の直径の2倍以上とすること。

(イ) 深さは、点検が十分にできる深さとすること。

(ウ) 漏れた油が地下に浸透しないよう、防水措置が講じられていること。

(エ) 内部に土砂等が浸入しない構造の蓋を設けること。

4 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（第31条の3第2項関係）

(1) 保有空地については、次のとおりとする。（第1号）

ア 空地は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために設けた設備又は容器等のある場所（溝、排水溝又は柵等で囲われた場所）の外周線から確保すること。

イ 防火上有効な塀は、次のすべての条件を満足すること。

(ア) 材質は、不燃材料とすること。

(イ) 高さは、1.5メートル以上であること。この場合、貯蔵又は取り扱う施設の高さが1.5メートルを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。

(ウ) 幅は、空地を保有することができない部分をしゃへいできる範囲以上であること。

(エ) 構造は、風圧力及び地震動により容易に破損し、及び倒壊しないものであること。

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）からの流出防止措置については、次のとおりとする。（第2号）

ア 囲いの高さは、15センチメートル以上とすること。

イ 囲いと同等以上の効果がある流出防止措置は、次のとおりとする。

(ア) 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける。

(イ) 設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける。

(ウ) パッケージ型の形態で、危険物の流出防止に効果があると認められるもの

ウ コンクリート又はタールエポキシ等の舗装面及び溝には、危険物が円滑にためますに流入するような傾斜をとること。

エ ためますの大きさは、縦、横及び深さをそれぞれ30センチメートル以上とすること。

オ ためます等から下水等に排出する場合は、次の装置を設けること。

(ア) 第4類の危険物（水溶性のものを除く。）にあつては、予想される排出油及び排水の流量に応じ、あふれることがない構造の油分離装置

(イ) 第4類の水溶性危険物及び第6類の危険物、並びにこれ以外で比重が1以上の液状の危険物にあつては中和装置

(3) 危険物を収納した容器を貯蔵する架台の構造等については、不燃材料で造るほか、次のすべての条件を満たすこと。（第3号）

ア 堅固な基礎に固定すること。

イ 架台及びその付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生じる応力に対して安全な構造とすること。

ウ 柵、くさり等を設け、容器が容易に落下しないようにすること。

5 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（第31条の3の2関係）

(1) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床等については、次のとおり

とする。(第3号)

ア 床は、コンクリート又はタールエポキシ等で舗装されていること。

イ 床面(排水溝がある場合は、それも含む。)には、危険物が円滑にためますに流入するような傾斜をとること。

ウ ためますの大きさは、縦、横及び深さをそれぞれ30センチメートル以上とすること。

(2) 危険物を収納する容器を貯蔵する架台については、高さの制限はないものとする。なお、構造等については不燃材料で造るほか、上記4(3)の屋外の架台の場合と同様とする。(第4号)

(3) 照明設備で十分な照度が確保されている場合にあつては、採光を設ける必要はないものとする。(第5号)

(4) 換気設備は、室内の必要な換気を行うとともに室温を上昇させないための設備であり、給気設備と換気設備から構成されたものとし、これらについては次のとおりとする。(第5号)

ア 給気設備には、ガラリ又はダクトがあり、それらの大きさ等については、概ね次のとおりとする。

(ア) 大きさは、ガラリは20センチメートル×40センチメートルとし、ダクトは1辺又は直径を20センチメートルとすること。

(イ) 設置位置は、排気口と相対する壁面の床上20センチメートルとすること。

(ウ) 設置数は、床面積150平方メートルに1箇所とすること。

(エ) 給気口には、引火防止のために40メッシュ(引火点が70度以上の第4類の危険物のみを取り扱う場合にあつては20メッシュ)の銅又はステンレスの金網を設けること。

イ 換気設備には、ベンチレーター、ガラリ及び越屋根があり、その大きさ等については、概ね次のとおりとする。

(ア) 大きさは、ベンチレーターは1辺又は直径を20センチメートルとし、ガラリは20センチメートル×40センチメートルとし、越屋根(通風面2面以上で、ガラリ付き)は有効通風面積を1面

あたり 30 平方センチメートル以上とすること。

(イ) 設置位置は、ベンチレーターの排気口及びガラリは床上 2 メートル以上とし、ベンチレーターは、その先端を屋外の高所（地盤面より 4 メートル以上又は軒高以上で、かつ、建物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から 1 m 以上離れている場所をいう。以下同じ。）とすること。

(ウ) 設置数は、ベンチレーター及びガラリは床面積 150 平方メートルに 1 箇所とし、越屋根は床面積 50 平方メートルに 1 箇所とすること。

(エ) 換気口には、引火防止のために 40 メッシュ（引火点が 70 度以上の第 4 類の危険物のみを取り扱う場合にあっては 20 メッシュ）の銅又はステンレスの金網を設けること。

(オ) 耐火構造としなければならない壁等を排気ダクトが貫通する場合には、温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。

(5) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場所については、次のとおりとする。（第 6 号）

ア 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所

イ マグネシウム、アルミニウム、硫黄等で空中に浮遊した状態において、着火したときに爆発するおそれがあるものを貯蔵し、又は取り扱う場所

(6) 屋外の高所に排出する設備は、可燃性蒸気又は微粉を強制的に排出するための設備であり、給気設備と排出設備から構成されたものとし、これらについては次のとおりとする。（第 6 号）

ア 給気設備の大きさ等については、概ね次のとおりとする。

(ア) 大きさ及び設置数は、排出設備の大きさ及び設置数に応じたものとする。

(イ) 設置位置は、排気口と相対する壁面の床上概ね 1.5 メートル以上とすること。

(ウ) 給気口には、引火防止のために40メッシュ（引火点が70度以上の第4類の危険物のみを取り扱う場合にあっては20メッシュ）の銅又はステンレスの金網を設けること。

イ 排出設備の能力等は、概ね次のとおりとする。

(ア) 動力によるのものとし、排出能力は毎時15回程度とすること。

(イ) 設置位置は、排気口はためます上部の床上20センチメートルとし、その先端は屋外の高所とすること。

(ウ) 設置数は、排出能力に応じた数とすること。

(エ) 排気口には、引火防止のために40メッシュ（引火点が70度以上の第4類の危険物のみを取り扱う場合にあっては20メッシュ）の銅又はステンレスの金網を設けること。

(オ) 耐火構造としなければならない壁等を排気ダクトが貫通する場合には、温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。

6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクへの危険物の収納（第31条の4第1項、第31条の5第1項、第31条の6第1項関係）

容量は、届出により貯蔵し、又は取り扱う最大容量をいい、原則、危規則第2条の規定による計算方法で得た内容積から、危規則第3条第1項の規定による空間容積を差し引いた容積とする。

7 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準（第31条の4第2項関係）

(1) タンクの材質等については、次のとおりとする。（第1号）

ア 鋼板（SS400）と同等以上の機械的性質を有する材料には、ステンレス鋼又はアルミニウム等が該当し、これらを使用する場合の板厚は、次の式により算出される数値以上とすること。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ（ミリメートル）

σ : 使用する金属の引張強さ（ニュートン／平方ミリメートル）

t_0 : SS400を使用する場合の板厚（ミリメートル）

イ 地下タンク及び移動タンク以外のタンクについては、最大常用圧力が正圧又は負圧で0.005メガパスカルを超えるものを、圧力タンクとする。

ウ 水張又は水圧試験は、設置者等の責任において実施するものとし（第47条に係る場合を除く。）、その結果を、別添様式第2「少量危険物・指定可燃物タンク水張（水圧）試験結果書」で報告すること。

(2) 地震等により容易に転倒又は落下しないようにタンクを固定する場合については、次のとおりとする。（第2号）

ア タンク基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものであること。ただし、べた基礎の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。

イ 架台上にタンクを設ける場合、架台は不燃材料で造られ、タンクが満油状態のときの荷重を十分に支えることができ、かつ、地震の影響等の荷重によって生じる応力に対して安全な構造とすること。

ウ タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合のボルトについては、10ミリメートル以上のものを使用し、固定箇所数については、タンクの形状及び大きさ等に応じた数とすること。

(3) 圧力タンクの安全装置については、次のとおりとする。（第4号）

ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの

ウ 警報装置で安全弁を併用したもの

(4) 圧力タンク以外の通気管又は通気口については、危規則第20条に準じた措置とする。（第4号）

(5) 通気管又は通気口に設ける引火防止措置については、40メッシュ（引火点が70度以上の危険物を貯蔵する場合にあっては20メッシュ）以上の銅又はステンレスの金網を設けること。（第5号）

(6) 危険物の量を自動的に表示する装置（計量装置）については、フロー式液面計、エアージョージ式液面計、電気式計量装置等がある。なお、ガラス管は原則として使用できないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置（ボール入自動停止弁等）を設けた場合は、使用できるものとする。（第6号）

(7) 注入口の火災予防上支障のない場所については、火気使用場所から5メートル以上、建築物又は工作物及び建築物の開口部から3メートル以上離れた場所とする。ただし、これらの距離未満であってもその部分に有効な措置を施した場合は、当該距離とすることができる。

（第7号）

(8) タンクと配管の結合部に損傷を与えない方法については、可とう管継手を使用し緩衝性をもたせる方法又は配管自体を屈曲させる方法がある。（第9号）

(9) 危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置については、次のとおりとする。（第10号）

ア 屋外タンクの防油堤等は、次のとおりとする。

(ア) 鉄筋コンクリート又は鋼板等の不燃材料で造られていること。

(イ) 容量は、タンク容量（1の防油堤に2以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンク容量）の全量を収容できること。

(ウ) 防油堤内の地盤面は、コンクリート等のしゃ油性を有する不燃材料で被覆されていること。

(エ) タンク側面から0.5メートル以上離れていること。

(オ) タンク防油堤内に、ためますを設けること。

(カ) 水抜口を設けるとともに、防油堤の外部に開閉弁を設けること。

(キ) ためます等から下水等に排出する場合は、屋外の基準（4(2)オ）に準じ、油分離装置又は中和装置を設けること。

イ 屋内タンクの流出防止措置については、平屋建ての建築物に設け

るタンク専用室にあっては、出入口の敷居の高さを0.2メートル以上とする又はタンクの周囲に囲いを設ける等の方法とし、平屋建て以外の建築物に設けるタンク専用室にあっては、漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とすること。

(10) 屋外タンクの底板の腐食防止措置については、次のいずれかの方法により行うこと。(第11号)

ア タンク底板の下にアスファルトサンドを敷く。

イ タンク底板をコーティングする。

ウ タンク底板に電気防食の措置をする。

エ その他これらと同等以上の防食措置をする。

8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準(第31条の5第2項関係)

(1) タンク室の構造等については、次のとおりとする。(第1号)

ア タンク室は、厚さ0.3メートル以上のコンクリート又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート造りとすること。

イ タンクとタンク室の内側との間は、0.1m以上の間隔を保つものとし、かつ、当該タンクの周囲に乾燥砂又は人工軽量骨材のうち細骨材が充填されていること。

(2) 危険物の漏れを防止することができる構造については、コンクリートで被覆された地下タンクとする。(第1号)

(3) タンク上部の荷重対策については、鉄筋コンクリート造りの支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等によってふたを支えるものとし、支柱及びふたは、その上を通過する自動車等の荷重に十分耐えることができること。(第2号)

(4) 地下タンクの固定については、タンクを直接基礎に固定するのではなく、締め付けバンド及びアンカーボルト等により間接的に固定すること。なお、バンド及びアンカーボルト等についても、錆止め塗装がされていること。(第3号)

(5) タンクの材質等については、次のとおりとする。(第4号)

ア 3. 2ミリメートル以上の鋼板（SS400）と同等以上の強度を有する金属板の板厚は、次の式により算出される数値以上とすること。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ（ミリメートル）

σ : 使用する金属の引張強さ（ニュートン／平方ミリメートル）

イ ガラス繊維強化プラスチック（FRP）の材質は、危規則第24条の2の3に定めるとおりとする。

ウ 地下タンクのうち、最大常用圧力が0.0467メガパスカル以上のものを圧力タンクとする。

(6) 計量口の直下に設けるタンク底板の損傷防止措置については、当該部分にタンク本体と同じ材質、板厚の当て板を溶接する等の方法とする。

（第5号）

(7) 漏洩検査管の材質等については、次のとおりとする。（第7号）

ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニルとすること。

イ 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。

ウ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。

エ 上端部は、水の浸入しない構造とし、かつ、ふたは点検等の際容易に開放できるものであること。

オ 地下水位の高いところに設ける場合は、小孔が地下水位上部まで設けられていること。

9 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準（第31条の6第1項関係）

(1) 注入ホースの材質等については、次のとおりとする。（第1号）

ア 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。

イ 長さは、容器及びタンク等に給油することができる必要最小限の長さとし、概ね20メートルまでのものとする。

ウ 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。

エ 手動開閉装置を備えた注入ノズルは、ストッパー（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置）付きでないものとし、かつ、自動逆流防止装置（オートストップ装置）が設けられていること。

(2) 安全な注油に支障がない注油速度については、60リットル／分以下とする。（第2号）

(3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物については、第4類の特殊引火物、第1石油類及び第2石油類が該当し、これらの危険物の出し入れを行うときは、先端にクリップを設けたビニル被覆導線等を用いて、移動タンクのタンク本体を接地電極に接続すること。（第3号）

10 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準（第31条の6第2項関係）

(1) 火災予防上安全な場所については、次のとおりとする。（第1号）

ア 常時火気を使用する場所から5メートル以上の距離を保有すること。ただし、防火上有効な隔壁を設けた場合は、この限りでない。

イ 敷地境界線、道路境界線及び建築物等から2メートル以上の距離を保つこと。

(2) タンクの材質等については、次のとおりとする。（第2号）

ア 3.2ミリメートル以上の鋼板（SS400）と同等以上の機械的性質を有する材料の板厚は、次の式により算出される数値以上とすること。ただし、最小厚さは、2.8ミリメートル以上とすること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（ミリメートル）

σ：使用する金属の引張強さ（ニュートン／平方ミリメートル）

A：使用する金属の伸び（パーセント）

イ 移動タンクのうち、最大常用圧力が0.0467メガパスカル以上のものを圧力タンクとする。

(3) タンクの固定について、車両のシャーシフレームに相当する部分とは、メインフレーム、又はこれと一体となっているクロスメンバー等とする。(第3号)

(4) 間仕切板の材質及び板厚については、タンク本体と同様とする。(第5号)

(5) 防波板に使用する鋼板は、J I S G 3 1 3 1に規定される熱間圧延軟鋼板(S P H C)とする。なお、1.6ミリメートル以上の鋼板と同等以上の機械的性質を有する材料の板厚は、次の式により算出される数値以上とすること。(第6号)

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (ミリメートル)

σ : 使用する金属の引張強さ (ニュートン/平方ミリメートル)

(6) マンホール及び注入口のふたの材質及び板厚については、タンク本体と同様とする。(第7号)

(7) 防護枠の材質等については、次のとおりとする。(第8号)

ア 厚さ2.3ミリメートル以上の鋼板(熱間圧延軟鋼板:S P H C)、又は次の式により算出される数値以上の厚さを有する金属板で造ること。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (ミリメートル)

σ : 使用する金属の引張強さ (ニュートン/平方ミリメートル)

イ 山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。

ウ マンホール、注入口、安全装置等の周囲に、その高さ以上となるように設けること。

(8) 緊急閉鎖装置のレバーの取付け位置等については、次のとおりとする。

(第9号)

ア 配管の吐出口がタンクの移動方向の右側又は左側にある場合は、タンク後部の左側とする。

イ 配管の吐出口がタンクの後部にのみある場合は、タンク側面の左側とする。

ウ 白色の板に、赤色の文字で当該装置である旨の表示（「緊急レバー手前に引く」）をすること。なお、文字は容易に消えることがないものであること。

(9) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所は、引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクのタンク室内、防護枠に囲まれた部分や遮へいされた部分等とする。（第11号）

11 品名又は指定数量を異にする危険物の同一場所での貯蔵又は取扱い

(第32条関係)

同一場所とは、原則として同一の敷地、同一の建物、若しくは耐火構造等の壁で区画された室又はタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場所とする。

第4章第2節関係

第1 個別的事項

1 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条第1項関係）

(1) 可燃性液体類等の収納又は詰替容器で、危規則の別表第3及び第3の2と同等以上であると認められる容器は、総務大臣が貯蔵若しくは取扱いの安全上これと同等以上と認めて告示した容器（危告示第68

条の2の2に定める容器)とする。(第1号)

(2) 容器の積み重ね高さについては、最下段の容器の底部から最上段の容器の上部までの高さとする。(第2号)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準(第33条第2項関係)

(1) 可燃性液体類等を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の空地については、次のとおりとする。(第1号)

ア 空地は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うために設けた設備又は容器等のある場所の外周線から確保すること。

イ 防火上有効な塀は、次のすべてを満足すること。

(ア) 材質は、不燃材料とすること。

(イ) 高さは、1.5メートル以上であること。この場合、貯蔵又は取り扱う施設の高さが1.5メートルを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。

(ウ) 幅は、空地を保有することができない部分をしゃへいできる範囲以上であること。

(エ) 構造は、風圧力及び地震動により容易に破損し、及び倒壊しないものであること。

(2) 可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合における防火上有効な隔壁については、出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されたものとする。(第2号)

3 綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第34条第1項関係)

(1) 火気を使用するときは、次のすべての条件を満たすこと。(第1号)

ア 通風若しくは換気を行い、又は区画を設ける等の措置により、適切に管理されていること。

イ 安全な場所であること。

ウ 安全な方法であること。

(2) 廃棄物固形化燃料等のうち廃棄物固形化燃料(以下「RDF」という。)の水分管理については、乾燥空気による吸湿防止措置又は貯蔵空

間の湿度測定等により10パーセント以下のできる限り低い管理値で行うこと。なお、RDF以外の廃棄物固形化燃料等の水分管理については、想定される貯蔵又は取扱条件において製造者等で把握している数値以下で適切に行うこと。（第5号ア）

(3) 廃棄物固形化燃料等の受け入れについては、外気温に対する許容変動幅も考慮した温度で管理されたものに限り受け入れること。（第5号イ）

(4) 最大集積高さについては、廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた高さとする。（第5号ウ）

(5) 廃棄物固形化燃料等の貯蔵時の発熱状況を監視するにあたっては、測定値の変化に応じた適切な対応措置をとること。（第5号エ）

4 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（第34条第2項関係）

(1) 標識及び掲示板については、知多市火災予防条例施行規則第4条によるほか、次のとおりとする。（第1号）

ア 貯蔵・取扱場所ごとに設けること。ただし、同一防油堤内に屋外タンクを複数設置する場合は一の貯蔵場所とする。

イ 文字は容易に消えることがないものであること。

ウ 標識及び掲示板の材質は、金属板又はアクリル板等の難燃材料以上のものとする。

(2) 散水設備以外の火災の拡大又は延焼を防止するための措置については、不燃材料による区画、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備の設置等とする。（第3号ア）

(3) 合成樹脂類を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の空地については、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱うために設けた設備又は容器等のある場所の外周線から確保すること。なお、防火上有効な塀については、2(1)イの可燃性液体類等を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合と同様とする。（第3号イ）

(4) 屋内における異なる取扱いについては、ゴム製品製造工場におけるゴ

ムの精練工程と成型工程、又は合成樹脂類の製造工場における重合工程と梱包工程等が該当する。（第3号ウ）

(5) 廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造については、コンベア等の排出機構により短時間のうちに外部に排出し、必要な措置をとることができるものとする。（第4号イ）

5 危険要因に応じた火災予防上有効な措置（第34条の2関係）

火災予防上有効な措置については、事業所自らが各施設の構成設備及び取扱工程等ごとに、想定される火災の発生及び拡大の危険要因を把握し、必要な安全対策を講じるものとする。

その他

1 基準の特例（第4章第3節第34条の3関係）

特例基準の適用については、具体的な環境条件や代替措置等が必要となる。

2 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等（第6章第46条関係）

(1) 屋内及び屋内タンクは一棟、屋外は区画された場所、屋外タンクはタンク、地下タンクはタンク室（同一の基礎又は蓋を含む。）、移動タンクは車両ごとに届出をすること。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

ア 第4章第1節関係第1運用上の留意事項の第1項の場合は、各貯蔵又は取扱場所ごとにそれぞれ届出をすること。

イ 第4章第1節関係第1運用上の留意事項の第2項の場合は、屋内、屋外を問わず一施設として一の届出をすること。

ウ 同一の品名及び容量の屋外タンクを同一の防油堤内に複数設置する場合は、一の届出とすることができる。

(2) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う量を変更する場合においても、再度届出をすること。

(3) 一時的な貯蔵又は取扱いであっても、危険物及び指定可燃物の特殊性

を考慮し、災害の未然防止を図るため届出の対象とする。

3 その他

(1) 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の消火設備については、次のとおりとする。

ア 移動タンク以外の少量危険物施設

危険物の種類ごとにその消火に適応する第5種の消火設備を設けること。

イ 移動タンク

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設けること。

(2) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う施設の消防用設備等については、次のとおりとする。

ア 屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の消防用設備等については、貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、消防法施行令第10条第1項第4号（消火器具）、第11条第1項第5号（屋内消火栓設備）、第12条第1項第8号（スプリンクラー設備）、第13条第1項（水噴霧消火設備等）、第21条第1項第8号（自動火災報知設備）の基準により設置すること。

イ 屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の消火設備については、次によること。

(ア) 別表第8の数量の500倍未満を貯蔵し、又は取り扱う場合は、別表第8の数量の50倍を1所要単位として第5種の消火器を設けること。

(イ) 別表第8の数量の500倍以上1,000倍未満を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第4種の消火器を設けること。

(ウ) 別表第8の数量の1,000倍以上を貯蔵し、又は取り扱う場合は、屋外消火栓又は動力消防ポンプ等の消火設備を設けること。

(3) 別表備考については、次のとおりとする。

ア 綿花類について（第1号）

- (ア) 不燃性の繊維とは、着炎した場合にそれ自体が燃焼しないもので、ガラス繊維及び金属繊維等が該当する。
- (イ) 難燃性の繊維とは、着炎した場合にそれ自体は燃えるが、継続して燃焼しないもので、塩化ビニリデン系繊維（サラン、クレハロン等）及びポリ塩化ビニール系繊維（テビロン等）等が該当する。
- (ウ) トップ状の繊維は、原綿、原毛を製綿機又は製毛機にかけて一本一本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものとする。

イ ぼろ及び紙くずについて（第2号）

ぼろ及び紙くずは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたもので、主に次のものが該当する。

- (ア) 廃品回収業者によって集められた古新聞、古雑誌等の紙くず及び用いられなくなった衣類
- (イ) 製紙工場へ送るためにスクラップされた状態の製本の切れ端及び古いダンボール箱等

ウ 糸類について（第3号）

糸類は、紡績工程後の不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む）及びまゆのことで、綿糸、毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸、合成樹脂の釣り糸等が該当する。

エ わら類について（第4号）

わら類は、俵、こも、なわ、むしろ等の製品が該当する。また乾燥藪は、藪草を乾燥させたものであり、畳表、ござ等の製品が該当する。

オ 再生資源燃料について（第5号）

再生資源燃料は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料で、RDF、RPF及び汚泥乾燥・固形燃料が該当する。なお、

製造されたものの一部が燃料用途以外に使用されるものも含まれる。

カ 可燃性固体類について（第6号）

可燃性固体類は、コールタールピッチ、石油アスファルト及びナフタリン等が該当する。

キ 石炭・木炭類について（第7号）

石炭・木炭類は、カーボンブラック（天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末）は含まない。

ク 可燃性液体類について（第8号）

可燃性液体類は、消防法別表第1備考第14号から第17号までの規定において品名から除外されているもので、次のものが該当する。

(ア) 第2石油類の品名除外物品（可燃性液体量が40パーセント以下で、引火点が40度以上、燃焼点が60度以上のもの）

(イ) 第3石油類の品名除外物品（可燃性液体量が40パーセント以下のもの）

(ウ) 第4石油類の品名除外物品（可燃性液体量が40パーセント以下のもの）

(エ) 動植物油類の品名除外物品（一定のタンクに加圧しないで常温で貯蔵保管されているもの、又は一定の容器に収納され貯蔵保管されているもの）

ケ 合成樹脂類について（第9号）

合成樹脂類のうち発泡させたものとは、発泡率が概ね6以上のもので、発泡ウレタン、発泡スチロール及び断熱材等が該当する。

様式第 1

少量危険物・指定可燃物配管耐圧試験結果書

設 置 場 所			
事 業 所 名			
施 設 区 分			
試 験 年 月 日	年	月	日
実 施 責 任 者			
最 大 常 用 圧 力	P a	試 験 圧 力	P a
試 験 流 体	水 不燃性液体() 不燃性気体()		
配 管 接 続 方 法	フランジ接合	溶接接合	ネジ接合
配 管 材 質 及 び 呼 び 径		確 認 箇 所	箇 所
加 圧 方 法		確 認 方 法	
結 果 の 合 否	合 ・ 否		

備考

- 1 試験流体の欄には、() 内に流体名を記入すること。
- 2 確認方法の欄には、石けん水塗付等を記入すること。
- 3 添付図面として、試験範囲の確認できるものを添付すること。
- 4 その他必要な資料を添付すること。

様式第 2

少量危険物・指定可燃物タンク水張（水圧）試験結果書

設 置 場 所			
事 業 所 名			
施 設 区 分			
試 験 年 月 日		年 月 日	
実 施 責 任 者			
水張又は水圧試験の別		水 張 ・ 水 圧	
タンクの最大常用圧力		P a	
タ ン ク の 構 造	形 状	容 量	全容量 ℓ 実容量 ℓ
	寸 法	mm	
	材 質 記 号 及 び 板 厚		
製 造 者 及 び 製 造 年 月 日			
結 果 の 合 否		合 ・ 否	